

第1章 計画の見直しの趣旨

1. 計画見直しの背景

1.1 国の方針

1.1.1 3Rや適正処理等に係る動向

国におけるごみの減量化・資源化目標は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理基本方針）」と「循環型社会形成推進基本計画」に示されています。

廃棄物処理基本方針とは、わが国の廃棄物処理における基本的な方針を定めたもので、2001(平成13)年5月に策定され、その後、2010(平成22)年12月及び2016(平成28)年1月に改正されました。

循環型社会形成推進基本計画は、2003(平成15)年3月に策定され、2013(平成25)年3月には「第3次循環型社会形成推進基本計画」、2018(平成30)年6月には「第4次循環型社会形成推進基本計画」が策定されています。近年の循環型社会形成推進基本計画では、「リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組みがより進む社会経済システムの構築」「ごみ処理の低炭素化」など、今後の廃棄物処理において目指すべき方向性が示されています。

1.1.2 ごみ処理の低炭素化や、環境配慮等に関する動向

2015(平成27)年11月にフランスのパリにおいて開催された COP21で、京都議定書に代わる新しい国際枠組みとなる「パリ協定」が採択され、「気温上昇2℃未満に抑える」、「今世紀末には人為的な温室効果ガスの排出と吸収源による除去の均衡を達成」等といった目標が盛り込まれました。

国は、パリ協定を受け、2030年度に温室効果ガス排出量を2013(平成25)年度比で26%削減することを目指した「地球温暖化対策計画」を2016(平成28)年に策定しました。廃棄物関連では、「廃棄物処理の低炭素化」が強くうたわれており、具体的な取組みとしては、廃棄物焼却量の削減やバイオマスプラスチック類の普及等が挙げられています。

1.2 愛知県の動向

愛知県では、産業廃棄物の適正処理の確保や廃棄物の減量化、資源化の推進を図るため、1973(昭和48)年から6次にわたり「愛知県産業廃棄物処理計画」を策定してきましたが、その後、2000(平成12)年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(1970(昭和45)年 法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)の改正を受け、産業廃棄物に加え一般廃棄物を含めた総合的な「愛知県廃棄物処理計画」を策定し、施策を推進してきました。

直近では2017(平成29)年に改訂され、県民のエコアクションの実践を促す分かり易い減量の目安の提示や、食品廃棄物の不正転売事件を受けた再発防止策の実施等を掲げています。

2. 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物処理法」第6条に規定する一般廃棄物処理基本計画です。

瀬戸市、尾張旭市、長久手市の3市（以下、「構成市」という。）及び尾張東部衛生組合（以下、「本組合」という。）は、2004(平成16)年3月に合同による「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（2004(平成16)年度～2013(平成25)年度）」を策定し、構成市が共通した目標を掲げ、ごみの発生抑制及び資源化を第一に掲げた施策を推進してきました。その後、2013(平成25)年度には、本組合単独で、「一般廃棄物処理基本計画（平成26年度～平成35年度）」を策定し、本組合で担当するごみの中間処理を中心とした施策を推進してきました。こうした取組みを継続した結果、ここ15年程度、本組合に搬入されるごみ量は概ね減少傾向にあるなど、構成市と本組合による取組みは一定の成果を収めています。

本計画は、策定から5年が経過したことから、これまでの実績を踏まえ、その施策を評価し、見直しを行うものです。なお、本計画を策定するにあたり、これまでの成果を踏まえて各構成市の特性に応じた計画とする必要があることや、中間処理以降に関しては現在実施中の現焼却施設の延命化に加えて、その後の中間処理施設更新等、長期的な施設整備方針についても検討を行う必要があることから、2013(平成25)年度の策定と同様に、本組合が単独で策定を行いました。

3. 計画の期間

本計画の期間は、2014(平成26)年度を初年度とし、2023年度を目標年度とする10年間です。前半5年間を終え、2019(平成31)年から始まる後半5年間を計画期間とします。

図表1-1 計画期間と目標年度

2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023
← 前半期実績 →					← 後半期見直し →				

4. 計画の対象範囲

本計画の範囲は、構成市全域における一般廃棄物を対象とします。ただし、し尿等の生活排水については対象としていません。

図表1-2 計画の対象範囲

廃棄物の種類				瀬戸市	尾張旭市	長久手市
廃棄物	一般廃棄物	ごみ	家庭系ごみ	本計画の対象範囲		
			事業系ごみ			
	生活排水	し尿				
		生活雑排水				
産業廃棄物						

【参考】国と県の目標

<国の減量・資源化の目標>

国は廃棄物処理方針及び循環型社会形成推進基本計画において、一般廃棄物の減量・資源化の目標を以下のとおり設定しています。

国の減量・資源化目標等

方針・計画		廃棄物処理方針 (2016(H28).1改正)	循環型社会形成推進基本計画	
			第3次 (2013(H25).3)	第4次 (2018(H30).6)
基準年度		2012(H24)年度	2000(H12)年度	2000(H12)年度
目標年度		2020年度	2020年度	2025年度
排出削減	排出量	12%減	25%減	850g/人・日(28%減)
	家庭系ごみ量	500g/人・日	25%減	440g/人・日(33%減)
	事業系ごみ量	—	35%減	1,100万t(39%減)
再生利用率		21→27% (6%増)	—	—
最終処分量		404万t (14%減)	450万t (63%減)	320万t (73%減)

※排出量は、収集ごみ量+直接搬入ごみ量+集団回収量。

※家庭系ごみ量は、集団回収量や資源等を除いた排出量。

※循環型社会形成推進基本計画では、入口側の再生利用率、出口側の再生利用率という目標を掲げているが同じ手法で本組合の実績を算出するのが困難であるため、ここには掲げていない。

<愛知県の目標>

愛知県廃棄物処理計画では、目標を以下の通り設定しています。

県の減量・資源化目標等

	愛知県廃棄物処理計画 (2017(H29)～2021年度)		参考) 愛知県廃棄物処理計画 (2012(H24)～2016(H28)年度)	
	基準値	目標年度	基準値	目標年度
	2014(H26)	2021	2008(H20)	2017(H29)
1人1日当たりの家庭系ごみ 排出量	535g —	500g 約7%減	—	—
一般廃棄物排出量	2,551千t —	2,404千t 約6%減	2,801千t —	2,541千t 約9%減
再生利用率(排出量に対する 再生利用量の割合)	22.3%	約23%	22.8%	約26%
一般廃棄物最終処分量	213千t —	198千t 約7%減	298千t —	230千t 約23%減